



# カワセミ通信101

町田市長  
石阪丈一

先月末に三輪緑地(公園予定地)と寺家ふるさと村(横浜市青葉区)を訪ねました。夏鳥は、ツバメに続いて、セ



ニリンソウの群落(三輪緑地) 場合は受付終了) 【報酬費用の給付】 対次のすべてに該当する被後見人等の方 ①生活保護を受給中、または準じている②住民票が町田市にある③他の助成の対象とならない④当該年度を含む直近1年間以内の分の報酬付与の申し立てを、12月8日〜28日の間に必ず家庭裁判所へ行う

## ご案内

### 成年後見制度利用支援

市では、市長申立の方以外に成年後見制度の利用が必要な方で、申立費用及び後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用を市が負担します。

※任意後見制度は対象外です。

【申立費用の助成】 対次のすべてに該当する申立人となる方 ①生活保護を受給中、または準じている②申立対象者の住民票が町田市にある③自身について申し立てを行う④申請日の翌月末までに必ず家庭裁判所へ申し立てを行う

【報酬費用の給付】 対次のすべてに該当する被後見人等の方 ①生活保護を受給中、または準じている②住民票が町田市にある③他の助成の対象とならない④当該年度を含む直近1年間以内の分の報酬付与の申し立てを、12月8日〜28日の間に必ず家庭裁判所へ行う

【報酬費用の給付】 対次のすべてに該当する被後見人等の方 ①生活保護を受給中、または準じている②住民票が町田市にある③他の助成の対象とならない④当該年度を含む直近1年間以内の分の報酬付与の申し立てを、12月8日〜28日の間に必ず家庭裁判所へ行う

【戦時資料展示】 戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるため、予算額に達し

ル以上の長さで続く白い花の群落は見事です。

さて、本紙5月1日号でもお知らせしていますが、来る5月24日の日曜日に「市民参加型事業評価」を開催します。市では、これまで2008年度から3回、「事業仕分け」として行ってきました「評価」と名前を変えて開催します。

これも、既報ですが、市は2012年度から企業会計方式(複式簿記)を取り入れています。昨年8月には、2012・2013年度の事業の成果や課題をまとめた「事業

別財務諸表」を発表しました。今回の、「事業仕分け」改め「市民参加型事業評価」は、こうしたデータを材料に、市民公認会計士などを含む10人の評価人が、事業の「廃止」「要改善」「現状維持」の判定を行います。

ご来場いただいた市民の皆さんには、リモコンによる判定もしていただきます。会場は市庁舎2階と3階です。朝10時から夕方5時過ぎまで行っています。事前の申し込みは不要であり、途中での参加や退出も自由です。多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

当りません。 内燃やせるごみ専用袋(小袋20枚+中袋40枚)、燃やせないごみ専用袋(中袋10枚)、1人あたり年間70枚を配布 ※シルバー人材センター会員が、6月30日ごろまでに、ご自宅へお届けします。受け取りの際は、受領印またはサインをお願ひします。

無料配布します 70歳以上の方にごみの指定収集袋を 70歳以上の方の経済的負担を軽減するため、年に1回、一定枚数の指定収集袋を配布します。

対市内在住で、4月1日現在70歳以上の方 ※4月2日以降、町田市に在住していない方、市外へ転出した方、生活保護受給者は該

## 公共汚水ますの点検に伺います

市では、下水道管理区域内の公共汚水ます及び本管に至る取付管(市管理部分)の汚水の流れを点検し、詰まり等の発生を防いでいます。

身分証明書を携行し、腕章をつけた市委託業者が、宅地内にある公共汚水ますの点検に伺います。ご協力をお願いします。

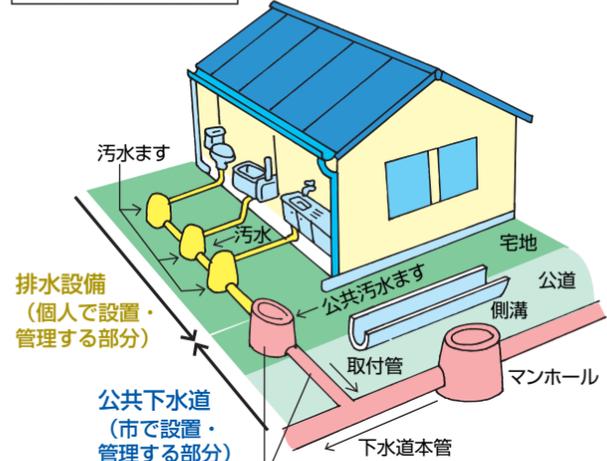
※対象地域の方には、下水道管理課から点検のお知らせを事前に配布します。

※この調査で費用を請求することはありません。また、個人管理部分(宅内排水設備)の点検・清掃をする業者が営業活動をしている場合もあるようですが、市とは一切関係がありません。

### 【対象地域】

- 小山町(6番地〜184番地)〔全域〕、193番地〔全域〕、195番地〔全域〕、197番地〔一部〕、198番地〔一部〕、200番地〔一部〕、201番地〜220番地〔全域〕、227番地〜523番地〔全域〕、532番地〜568番地〔全域〕、625番地〜657番地〔全域〕、4652番地〜4678番地〔全域〕
- 上小山田町(399番地〔全域〕、2924番地〔全域〕、2927番地〔全域〕、2933番地〔全域〕
- 常盤町(2934番地〜3439番地〔全域〕、349

### 点検箇所案内図



点検箇所 ※化粧ふた(タイル等で装飾されたふた)はお客様の管理と なっています。点検時には開閉にご協力をお願いします。

申請を受け付けます 自然エネルギー利用 機器等の設置の補助

市は、地球温暖化防止のため、自然エネルギー利用機器の設置に補助を行っています。

住宅の居住部分で使用するための対象機器と補助金額一覧表

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	1kWあたり1万円/上限5万円
太陽熱利用システム	定額1万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	定額1万円
潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)※高効率でない、旧来型の機器から付け替えた場合のみ対象です。	定額5000円
家庭用蓄電池システム※定置用リチウムイオン蓄電池のみ対象です。	定額1万円

0・52200 環境・自然共生課 ☎7244・4391 FAX050・316

5月18日(月) 午前11時〜午後1時

7244・2166